

(3) 相談体制の整備

- 日頃から児童の生活実態について、個別面談や日記の活用等によるきめ細かい把握に努め、危険信号を見逃さない。
- 「心のけんこうチェック」「いじめアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 児童に情報モラルを身につけさせる指導をする。
- スマホ安全教室を開き、ネットに潜む危険性について児童・保護者に啓発する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 保育園・幼稚園・中学校と情報交換を行い、対応が遅れることがないよう、複数の教職員で確認、情報を共有し、早期対応に努める。

6 早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に努める

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察をていねいに行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。
- 「おかしい」と感じた児童がいる場合には、学年や生活指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- 学期に一度「生活アンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。

(2) いじめの早期解決のため全職員が一致団結して問題にあたる

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、すぐに報告、連絡、相談、確認を確実に行う。いじめ問題対策委員会が中心となり、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、いじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 学校内だけでなく専門家と協力して解決にあたる。
- いじめられている児童の心の傷を癒すため、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭、関係機関と連携する

- 家庭との連携はいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- 表面的な問題解決で終わらないように、継続的な指導や支援を組織的に行う。

7 いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。(組織的対応)